

第1 医療法人について

第1 医療法人について

1 医療法人とは

医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団であって、医療法（以下「法」という。）第44条の規定により都道府県知事の設立認可を受けたものである。

医療法人制度は、医業事業の経営主体が非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の持続性を確保するとともに、資金集積を容易にし、私人による病院経営の経済的困難を緩和し、医療の普及向上を図るため、昭和25年、法の一部改正により、法定されたものである。

医業事業の主体に法人格を付与するにあたり、株式会社等のように商法上の会社組織によることは、会社が営利を目的とする団体であるため、医業の本質になじまない面があり、また民法上の公益法人には、積極的な公益性が要求される点で現実の医療事業運営の実態に合わないものがあるので、医療法によって特別に認められたものである。

医療法人は、医療提供体制の主たる担い手であるとともに、患者等から選択される立場にあることから、自主的な運営基盤の強化を図るとともに、提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保を図り、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすべきことが、求められている。（法第40条の2）

2 医療法人の特色

(1) 業務

医療法人が行うことができる本来的な業務は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設である。（法第39条）

「常時」とは、「常勤」の意味であって、定められた診療所の診療時間中に常に勤務することである。

また、これらの業務に支障のない限り、医療法人は、定款又は寄附行為に定めるところにより、保健衛生等に関する業務を行うことができる。（法第42条）

(2) 非営利性

医療法人は、剰余金の配当が禁止されている。（法第54条）

「剰余金の配当」とは、損益計算上の利益金を社員に対して分配することである。したがって、収益を生じた場合には、法人の職員に対する待遇及び福利厚生等の改善、施設の整備等にあてるほか、すべて積立金として留保すべきこととなる。

また、解散時の残余財産の帰属すべき者は、国若しくは地方公共団体又は省令で定める者（公的医療機関の開設者、病院を開設する若しくは開設する予定の都道府県(郡市)医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る)、持分の定めのない医療法人）から選定されなければならない。（法第44条）

なお、平成19年4月1日以前に設立された医療法人又は平成19年4月1日以前に認可の申請をし、平成19年4月1日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、平成19年4月1日に

において、定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者の規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は省令で定める者（公的医療機関の開設者、病院を開設する若しくは開設する予定の都道府県(郡市)医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る)、持分の定めのない医療法人)以外のものを規定しているものについては、当分の間、その効力を有する。(平成18年法律第84号附則第10条)

3 医療法人の種類

医療法人には、社団医療法人と財団医療法人の2種類がある。(法第39条)

(1) 社団医療法人

社団医療法人は、一定の目的のために集合した個人の集まりを全一体としてとらえているものであり、法人の行動はその機関によってなされ、その法律効果は法人自体に帰属して構成員個人には帰属しない。

社団は、その構成員の総意によって適宜にその目的、組織等を変更しうるために、民主的で柔軟性のある運営が可能である。

社団医療法人には、出資持分の定めのない社団医療法人と出資持分の定めのある社団医療法人とがあり、平成19年4月1日以降は、出資持分の定めのある社団医療法人(持分あり医療法人)の新規設立は認められなくなっている。(平成19年4月1日以前に設立されていた、既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、持分あり医療法人は「経過措置型医療法人」とも呼ばれている。)

(2) 財団医療法人

財団医療法人は、病院(診療所、介護老人保健施設及び介護医療院)の設置経営という目的のために寄附された財産を中心とし、これを運営する組織を有するものである。

財団は、設立者の意思のみによって固定した目的と組織の下に運営がなされるため、事業の安定性、継続性が保障される利点を有する一方、運営の民主性、柔軟性を欠くという点があるとされている。

4 医療法人設立手続 (P17 参照)

(1) 医療法人を設立するためには、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第44条)

(2) 都道府県知事は、医療法人設立の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。(法第45条第2項)

本県の医療法人設立認可等に係る医療審議会は年に2回開催されるため、設立認可を受けようとする者は、医療介護基盤課に事前協議を行った上で、申請書の提出前の事前審査として、申請書の写しを5月末若しくは11月末(末日が閉庁日の場合はその前日)までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の3週間前までに管轄の保健所に申請書を3部提出する。

(3) 医療法人の設立は、「組合等登記令」の定めるところにより設立認可書が到達した日から2週間以内に主たる事務所所在地において設立登記することにより成立する。(法第43条、第46条)

(4) 医療法人は設立登記により法人格を取得することになるので、事後名実ともに財産権等の帰

属主体になる。

したがって、法人に帰属する財産で、登記、登録等を必要とするものについては、速やかに移転登記等の手続をしなければならない。

また、病院等の開設者は、医療法人となるので、従来個人開設であった病院等の廃止手続をするとともに、新たに医療法人を開設者として所管の保健所に開設許可手続をすることになる。

5 医療法人の役員（P17 参照）

（1）役員

医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事とすることも可能である。（法第46条の5、施行規則第31条の5）

なお、理事には、医療法人の理事会の構成員として、医療法人の業務の意思決定に参画し、忠実に職務を行う義務、社員総会における、社員からの求めに応じての特定の事項に係る説明義務、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務、医療法人との利益相反取引の制限（利益相反取引については、理事会における承認と取引後の理事会への報告が必要）などがある。（法第46条の3の4、法第46条の6の3、法第46条の6の4）

（2）理事長

医療法人の理事のうち1人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。（法第46条の6、施行規則第31条の5の3）

理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。（法第46条の6の2）

（3）管理者たる理事

医療法人は、開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。

ただし、病院、診療所等を2以上開設している場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。（法第46条の5）

（4）監事

監事は、医療法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。（法第46条の8）

監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。（法第46条の5）

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。（法第46条の8の2）

(5) 役員等に欠員を生じた場合の措置

法又は定款若しくは寄附行為で定めた役員員の数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（法第46条の5の3第1項）

理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときには、1月以内に補充しなければならない。（法第46条の5の3第3項）

なお、役員欠けた場合において、医療法人の業務遅滞のため損害の生ずるおそれがあるとき、都道府県知事は利害関係人の請求により、または職権をもって、一時役員職務を行うべき者を選任しなければならないものとされている。（法第46条の5の3第2項）

(6) 評議員

財団たる医療法人は、理事の定数を超える数の評議員をもって、評議員会を組織すること。（法第46条の4の2）

評議員は、財団たる医療法人の最高意思決定機関・諮問機関である評議員会の構成員としての役割を担う。

評議員となる者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者、医療を受ける者のうちから、寄附行為で定められた者及び財団の評議員として特に必要と認められる者から選任すること。

評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。（法第46条の4）

(7) 理事会について

理事会は全ての理事で組織され、医療法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選出及び解職に係る職務を行う。

なお、理事会は、重要な資産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な役割を担う職員の選任及び解任、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止等の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。（法第46条の7）

また、議事録を作成し、理事会に出席した理事及び監事は、署名し、又は記名押印すること。署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。（法第46条の7の2）

6 医療法人の遵守事項

(1) 登記事項の届出

医療法人が、組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。（施行令第5条の12）

(2) 役員変更の届出

役員に変更があったときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。（施行令第5条の13）

(3) 定款又は寄附行為の変更

定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、変更事項のうち、事務所の所在地、公告の方法については、届出となっている。（法第54

条の 9、施行規則第 33 条の 25、第 33 条の 26)

(4) 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。(法第 54 条)

また、配当ではないが事実上利益の分配とみなされる行為も禁止されている。

(5) 事業報告書等の届出

医療法人は、毎会計年度の終了後 3 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書(以下「事業報告書等」という。)及び監事の監査報告書(社会医療法人にあっては、公認会計士等の監査報告書)を都道府県知事に届け出なければならない。(法第 52 条)

(6) 書類の整備・閲覧

医療法人は、定款又は寄附行為、事業報告書等及び監事の監査報告書を主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。(法第 51 条の 4)

なお、都道府県知事は、定款若しくは寄附行為、事業報告書等及び監事の監査報告書について、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。(法第 52 条)

7 特定医療法人と社会医療法人

(1) 特定医療法人

財団又は持分の定めのない社団の医療法人で、公益性に関する一定の要件を充たすもので、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 67 条の 2 の規定により、国税庁長官の承認を得て法人税の軽減税率が適用される医療法人を特定医療法人という。

(2) 社会医療法人

医療法人のうち、次に掲げる要件に該当し公的な運営が確保され、都道府県知事に認定を受けたものを社会医療法人といい(法第 42 条の 2)、定款又は寄付行為の定めるところにより、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施することができる。

ア 役員、社団たる医療法人の場合は社員及び財団たる医療法人の場合は評議員について、その親族等がそれぞれ役員、社員及び評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと及びその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

イ 定款又は寄附行為に解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

ウ 救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

また、救急医療等確保事業を実施するために社会医療法人債を発行することができる。(法第 54 条の 2)

8 解散の手續

- (1) 社団たる医療法人は次の事由によって解散する。(法第 55 条第 1 項)
- ①定款をもって定めた解散事由の発生
 - ②目的たる業務の成功の不能
 - ③社員総会の決議
 - ④他の医療法人との合併
 - ⑤社員の欠亡
 - ⑥破産手續開始の決定
 - ⑦設立認可の取消し
- (2) 社団たる医療法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、(1) ③の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (3) 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- ①寄附行為をもって定めた解散事由の発生
 - ②(1) ②、④、⑥又は⑦に掲げる事由
- (4) 医療法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手續開始の決定をする。
- (5) (4) に規定する場合には、理事は、直ちに破産手續開始の申立てをしなければならない。
- (6) (1) ②、③に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (7) 都道府県知事は、(6) の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- このため、医療法人の解散認可を受けようとする者は、あらかじめ医療介護基盤課と事前協議を行うこと。
- 事前協議後、申請書の提出前の事前審査として、申請書(案)の写しを、5 月末若しくは、11 月末(末日が閉庁日の場合はその前日)までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の 3 週間前までに管轄の保健所に申請書を 3 部提出する。
- (8) 清算人は、(1) ①若しくは⑤又は(3) ①に掲げる事由によって医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 合併の手續

- (1) 医療法人は、他の医療法人と合併することができる。(法第 57 条)
- この場合、合併する医療法人は合併契約を締結しなければならない。
- (2) 社団たる医療法人は、吸収又は新設の合併契約について総社員の同意を得なければならない(法第 58 条の 2)。財団たる医療法人は、寄附行為に吸収又は新設の合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、それぞれの合併をすることができる。さらに、財団たる医療法人は、吸収又は新設の合併契約について理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

※ 吸収合併とは、医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいう。(法第 58 条)

※ 新設合併とは、2 以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させるものをいう。(法第 59 条)

(3) 吸収又は新設合併は、都道府県知事（吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）の認可を受けなければ、その効力を生じない（法第 58 条の 2、第 59 条の 2）。

(4) 都道府県知事（吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）は、(3) の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

このため、医療法人の合併認可を受けようとする者は、あらかじめ医療介護基盤課と事前協議を行うこと。

事前協議後、申請書の提出前の事前審査として、申請書（案）の写しを、5 月末若しくは、11 月末（末日が閉庁日の場合はその前日）までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の 3 週間前までに管轄の保健所に申請書を 3 部提出する。

10 分割の手続

(1) 医療法人（社会医療法人を除く。）は、吸収分割又は新設分割をすることができる。(法第 60 条、第 61 条)

吸収分割の場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下「吸収分割承継医療法人」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならず、新設分割の場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

(2) 社団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について総社員の同意を得なければならない。財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割又は新設分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、それぞれの分割をすることができる。さらに、財団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

※ 吸収分割とは、医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。(法第 60 条)

※ 新設分割とは、1 又は 2 以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。(法第 61 条)

(3) 吸収分割又は新設分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収

分割承継医療法人又は新設分割設立法人の主たる事務所の所在地が2以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、当該吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)の認可を受けなければ、その効力を生じない。(法第60条の3、法第61条の3)

- (4) 都道府県知事(吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立法人の主たる事務所の所在地が2以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、当該吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)は、(3)の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

このため、医療法人の分割認可を受けようとする者は、あらかじめ医療介護基盤課と事前協議を行うこと。

事前協議後、申請書の提出前の事前審査として、申請書(案)の写しを、5月末若しくは、11月末(末日が閉庁日の場合はその前日)までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の3週間前までに管轄の保健所に申請書を3部提出する。

10 留意事項

- (1) 押印廃止に係る議事録の記名押印又は署名について

議事録の記名押印又は署名については、次のことを確認すること。

- ① 設立議事録、議事録の写しには必ず理事長又は設立代表者が原本証明されていること。
- ② 議事録には議事録署名人(理事長を除く2名以上)又は出席者全ての記名押印又は署名がされていること。

- (2) 第三者に委任する場合

第三者に委任する場合は、医療法人の設立代表者又は理事長からの委任状を提出すること。

(委任状には理事長の記名押印又は署名をすること。)